令和７年３月24日現在

外国免許から国内免許への切替え　運転免許試験場

運転免許試験場で、外国免許から日本の免許へ切り替えするため確認審査を受ける方へ

■　審査の条件

外国免許取得後、その国に通算３か月以上滞在していたこと。
外国免許がその国において有効な免許証であること。
愛知県内に住所があること。

※　二種免許への切替はできません。
　代理申請はできません。
　過去に日本の免許を取得していた方は、知識確認及び実技確認が免除されることがありますので、日本の期限切れ免許証又は経歴証明書を提出してください。

■　受付時間等

●　**事前予約制**
Webサイトから申請する場所、申請日時を選択して必要事項を入力し申し込んでください。

●　月曜日から金曜日まで（土曜、日曜、祝日、振替休日及び年末年始(12/29～1/3)を除く）
午前８時45分～午前11時45分、午後０時45分～午後２時45分

●　午後１時30分までに書類審査が終了しない場合、当日の受験申請はできません。

●　日本語が話せない、理解できない方は、必ず通訳人を同伴してください。

●　申請内容等によっては、審査に時間がかかることがあります。

●　事前予約は下記インターネットサイトから受け付けます。
インターネット予約サイト
【あいち電子申請届出システム（愛知県警察)】
Webサイト
https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi-police

【あいち電子申請届出システム（愛知県警察）利用方法】
Webサイト
https://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/tetsuzuki/menkyoshiken/images/yoyakuhouhou02.pdf

■　知識確認

●　書類審査及び知識確認の流れ

書類審査	証紙購入	受験の受付	適性試験	知識確認	《合格》
⑯番	⑪番	⑯番	㉑番	４階試験室	実技確認日時指定

●　受験資格の書類審査

☆　免許取得後、３か月以上の滞在が外国免許証等で確認できない場合

□　外国免許の発給機関（外国行政庁）が発給する免許取得年月日、更新記録等の運転免許記録（経歴）証明書

□　当該外国免許証の更新前の旧免許証

□　当該外国の出入国証明書等

※　外国で取得した証明書等には、当該国の外務省による公印確認又はアポスティーユが必要です。

令和７年３月24日現在

● 必要書類など

□ 外国免許証

□ 外国免許証の翻訳文　１部

【外国免許を翻訳する場所】
- 免許証を発給した外国の行政庁又は当該外国の領事機関
- 国家公安委員会が認めた外国の法人等
- 国家公安委員会が指定した法人

【日本自動車連盟（ＪＡＦ）事務局】（愛知県内）
名古屋市昭和区福江３－７－56　　電話052-872-3685
【ジップラス株式会社】（翻訳文作成対象国に制限あり）

□ パスポート（当該外国での出入国年月日が全て押印されている新旧すべてのパスポート）

□ 在留カード

□ 住民票等

☆ 住民基本台帳法の適用を受ける方

□ 本籍（又は国籍等）が記載されている、個人番号が印字されていない住民票の写し（コピー不可）１通

☆ 住民基本台帳法の適用を受けない方

□ 【日本国籍の方】戸籍抄（謄）本、及び居住証明書
【外国籍の方】 有効な旅券等、及び居住証明書

※ 旅券等とは、旅券、外務省が発行する身分証明書、権限のある機関が発行する身分を証明する書類です。

※ 居住証明書を提出される場合には、証明者の本人確認ができるもの及び申請者の居住先の住所を確認できるものを添えてください。

□ 「申請用写真」 １枚

申請前６か月以内に撮影した、無帽(免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景（縦３ｃｍ、横2.4ｃｍ）のもの

□ 日本の運転免許証

有効な日本の免許証、日本の期限切れ免許証、又は経歴証明書

□ 国によっては上記の他に必要な書類があります。

末尾の「国別必要証明書類一覧」を確認してください。

● 知識確認について

知識確認は日本語、英語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ロシア語、モンゴル語、アラビア語、インドネシア語、ウクライナ語、韓国語、タイ語、ネパール語、ウルドゥー語、クメール語、シンハラ語、タガログ語、ヒンディー語、ペルシャ語、ミャンマー語、トルコ語で受験することができます。

令和７年３月24日現在

■　実技確認

●　実技確認の流れ

審査の受付	→	実技確認	→	合格発表	→	《合格》
⑰番		試験コース		⑳又は⑲		運転免許証の交付

●　必要書類など

□　外国免許証

□　在留カード

□　受験票

□　運転免許申請書及び運転免許試験等結果通知書

□　試験用自動車使用料のチケット

免種		受験手数料	試験車使用料	合　計
一種	普通	2,500円	800円	3,300円
	準中型・中型・大型	3,900円	3,000円	6,900円
	原付	1,600円	－	1,600円
	その他	2,800円	1,750円	4,550円

☆　携行品

□　筆記用具（黒色ボールペン）

□　眼鏡等が必要な方は、眼鏡等を用意してきてください。

□　二輪免許受験の方は、ヘルメット・グローブ・ブーツ・長袖シャツ・長ズボン

■　免許証の交付

□　交付手数料　2,350円

■　知識・実技確認を免除することができる国等（令和５年４月24日現在）

□　Webサイトからの事前予約について、知識・実技確認を免除することができる国等の運転免許証をお持ちの方については、毎週木曜日（休日を除く）12時45分から13時30分及び13時30分から14時45分の専用予約枠にて予約することができます。

アイスランド	アイルランド	アメリカ合衆国オハイオ州	アメリカ合衆国ハワイ州
アメリカ合衆国メリーランド州	アメリカ合衆国バージニア州	アメリカ合衆国ワシントン州	アメリカ合衆国オレゴン州
アメリカ合衆国コロラド州	イギリス	イタリア	オーストラリア
オーストリア	オランダ	カナダ	韓　国
ギリシャ	スイス	スウェーデン	スペイン
スロベニア	チェコ	デンマーク	ドイツ
ニュージーランド	ノルウェー	ハンガリー	フィンランド
フランス	ベルギー	ポーランド	ポルトガル
モナコ	ルクセンブルグ	台　湾	

■　実技確認のみを免除することができる国等（令和５年４月24日現在）

アメリカ合衆国インディアナ州

令和７年３月24日現在

国別必要証明書類一覧

1. 各証明書類は、原本(コピー不可)を持参してください。
2. 下記一覧で示した必要書類以外に、他の証明書類等が必要な場合があります。
3. 下記免許発給国以外の国でも証明書類が必要な場合があります。
4. 運転免許証とパスポートの氏名記載が一致しない場合は、公的な証明書を持参してください。
   (大使館又は本国発行の同一人物証明、結婚証明書、パスポートの別姓・旧姓併記等)
5. 外国で取得した証明書類には、当該国の外務省による公印確認又はアポスティーユが必要です。

免許発給国	必要証明書類
アフガニスタン	・大使館発行の翻訳文
アメリカ	・運転免許経歴証明書又は旧免許証 (運転免許発給後、アメリカでの3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。)
イラン	・大使館発行の翻訳文及び運転免許に関する証明書
インドネシア	・運転免許証の発行日が分かる証明書
オーストラリア	・運転免許証の発行日が分かる証明書(免許証に記載がない場合に必要。) ・出入国記録『MOVEMENT RECORDS』 (パスポートの出入国スタンプで3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。)
カナダ	・運転免許経歴証明書又は旧免許証 ・出入国記録『Traveller History Report』 (いずれも運転免許発給後、カナダでの3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。)
韓国	・領事機関発行の翻訳文、出入国記録及び運転免許経歴証明書
タイ	・運転免許経歴証明書 (運転免許発給後、タイでの3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。)
台湾	出入国記録『入出國日期證明書』 (パスポートの出入国スタンプで3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。)
中国	・出入国記録 ○国家移民管理局にWebで申請し、印刷して持参してください。 ○窓口でWeb画面を確認できるようにしてください。 (パスポートの出入国スタンプで3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。) ①免許種別がA, Bの場合 デジタル免許証をプリントアウトしたもの又は無事故無違反証明 ＊デジタル免許証については、顔写真、氏名、QRコード、免許種別、 取得日、違反点数、審験有効日が必ず入っていること。 ②免許種別が複数ある場合 デジタル免許証をプリントアウトしたもの又は各免種の取得日が分かる証明書 ＊デジタル免許証については、顔写真、氏名、QRコード、免許種別、 取得日が必ず入っていること。 ○デジタル免許証は、窓口でアプリを操作し確認できるようにすること。
トルコ	・領事機関発行の運転免許に関する証明書
ニュージーランド	・出入国記録『MOVEMENT HISTORY』 (パスポートの出入国スタンプで3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。)
ネパール	・運転免許経歴証明書『License Holder Details』 (免許種別が複数ある又は免許更新をしたことがある場合に必要。)
パキスタン	・大使館発行の運転免許に関する証明書 ・各免許種別の取得日が分かる証明書(免許種別が複数ある場合に必要。)
フィジー	・運転免許証の発行日が分かる証明書
フィリピン	・運転免許経歴証明書又は旧免許証 ・出入国記録『Immigration Records』 (いずれも運転免許発給後、フィリピンでの3か月以上の滞在が確認できない場合に必要。) ・公用領収書兼暫定免許証『オフィシャルレシート』
ブラジル	・運転免許経歴証明書『プロントアーリヨ』
香港	・IDカード